

四国まんなか交流協議会規約

(名称)

第1条 本会は、四国まんなか交流協議会という。

(目的)

第2条 本会は、県際加盟市が協調して県を越えたネットワークの確立及び連携による県境における四国中央地域の活性化を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する徳島県三好市、香川県観音寺市及び愛媛県四国中央市をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟市間のネットワークの促進
- (2) 県境地域づくりに関する調査研究
- (3) 加盟市間の交流と連絡調整
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第5条 本会の事務局は、会長所在市に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、加盟市担当部長より互選する。

会 長	1人
副会長	1人
監 事	1人

2 会長、副会長および監事は会議において選出する。

3 役員任期は1年とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、必要の都度会長が招集する。会議は輪番とし、開催市が議長となる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は事業経費及び事務局費とし、加盟市の負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の各市の負担は、会議で定める。

3 第1項に定める経費は相互に流用できるものとする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、決算)

第11条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、会議の決定を経なければならぬ。

2 会長は、毎会計年度事業終了後歳入歳出決算を調製し、監査を受け、会議の決定を経なければならぬ。

(幹事)

第12条 本会に幹事を置く。

2 幹事は、加盟市の担当職員をもってこれに充てる。

3 幹事は、会長の命を受けて庶務会計事務に従事する。

(会長印)

第13条 会長の公印は、次のとおりとし、事務局がこれを保管する。

公印名	印影	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
会長印	四国まんな か交流協議 会会長之印	古印体	方20	一般文書

附則

この規約は平成20年4月1日より施行する。

附則

この規約は平成21年8月6日より施行する。